

河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

平成 2 9 年 6 月

河川管理の体系：水系一貫主義

旧河川法(明治29年公布)においては、河川管理を行政区域を単位として都道府県知事が行う区間主義によっていたが、社会経済の発展に伴い治水、利水とも広域的な観点で総合的・統一的に管理する必要性が高まったことから、昭和39年、新河川法が制定され、水系一貫主義の管理制度に改められた。

新河川法においては、河川の重要度に応じて、国土保全上又は国民生活上特に重要な水系として政令指定された水系(一級水系)に係る河川で国土交通大臣が指定する一級河川、一級水系以外に係る河川で都道府県知事が指定する二級河川、これらの河川以外で市町村長が指定する準用河川に区分されている。

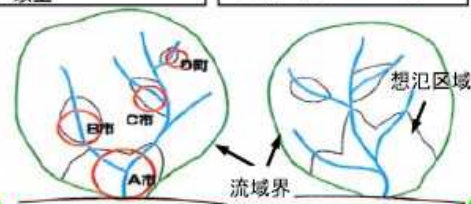
一級水系の基準(河川法施行規則第1条の2)

流域面積概ね1000km²以上の水系

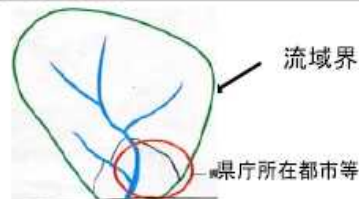
流域面積概ね500km²以上又は急流河川等特に高度な管理が必要な水系で以下に該当するもの

想定氾濫区域内の人口が概ね10万人以上

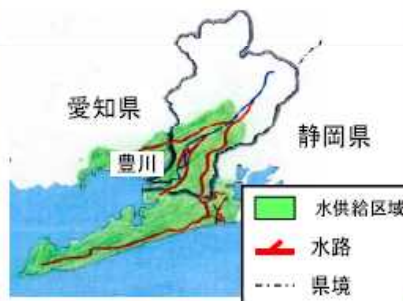
想定氾濫区域内の面積が概ね100km²以上



県庁所在都市等が想定氾濫区域内に存在する水系



広域的用水対策又は国家的に重要な事業が行われる地域への用水供給の確保のために必要な水系

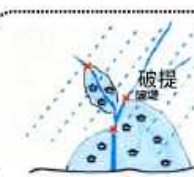


国際的又は全国的に価値の高い貴重な自然環境等や大都市圏における健全な生活環境を確保するため、整備・保全が特に必要な河川環境を有する水系

2以上の都府県にわたる水系で、都府県間の治水・利水・河川環境上の利害を調整する必要がある水系

他の都道府県の区域に対する相当量の水又は電力の供給を確保するために必要な水系

洪水等の激甚な災害、渇水の頻発、河川環境上の問題等が生じている水系で、国の技術力又は財政力により対策を講じる必要がある水系



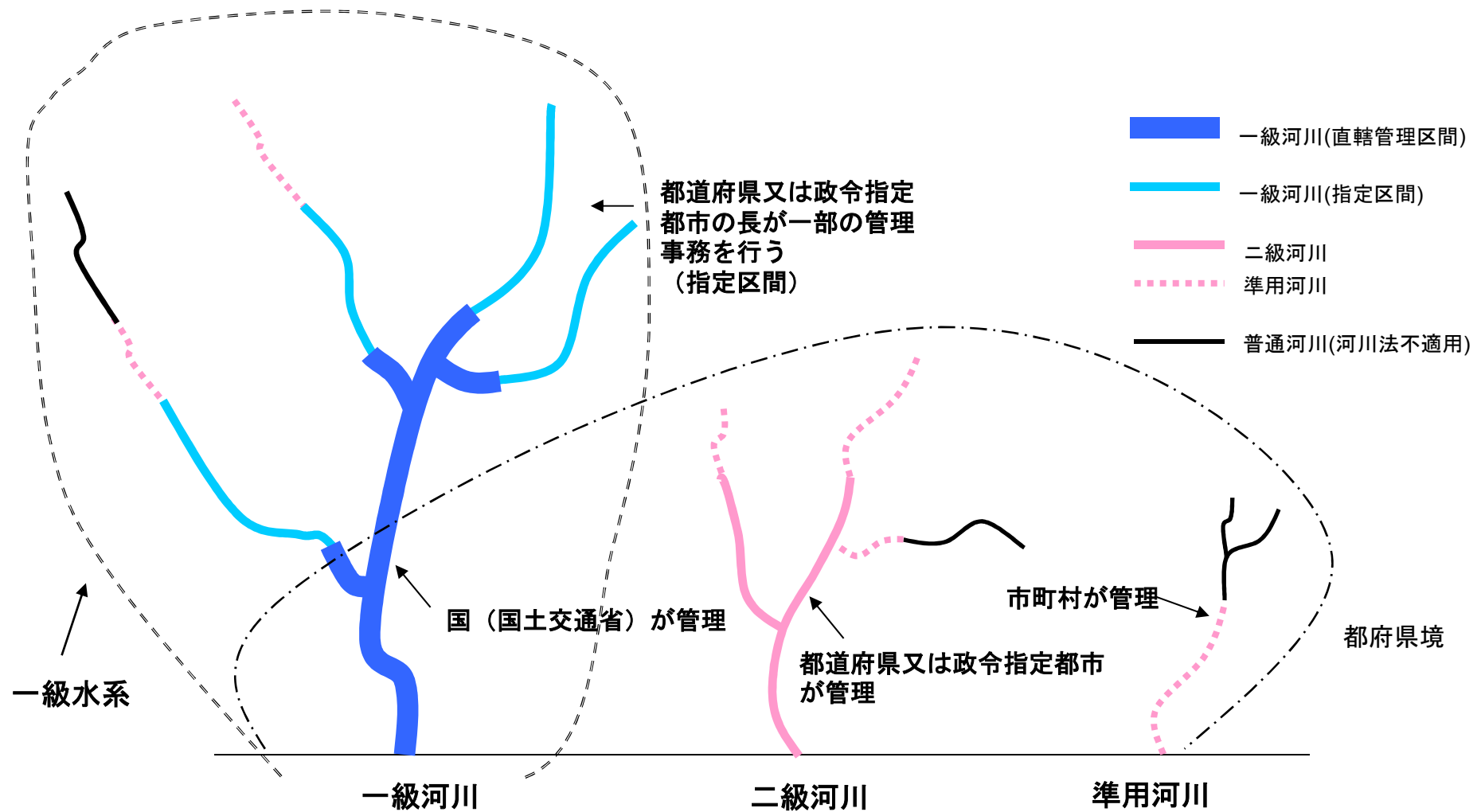
洪水による激甚な災害が発生。
国による抜本的な洪水対策が必要

一級水系に指定



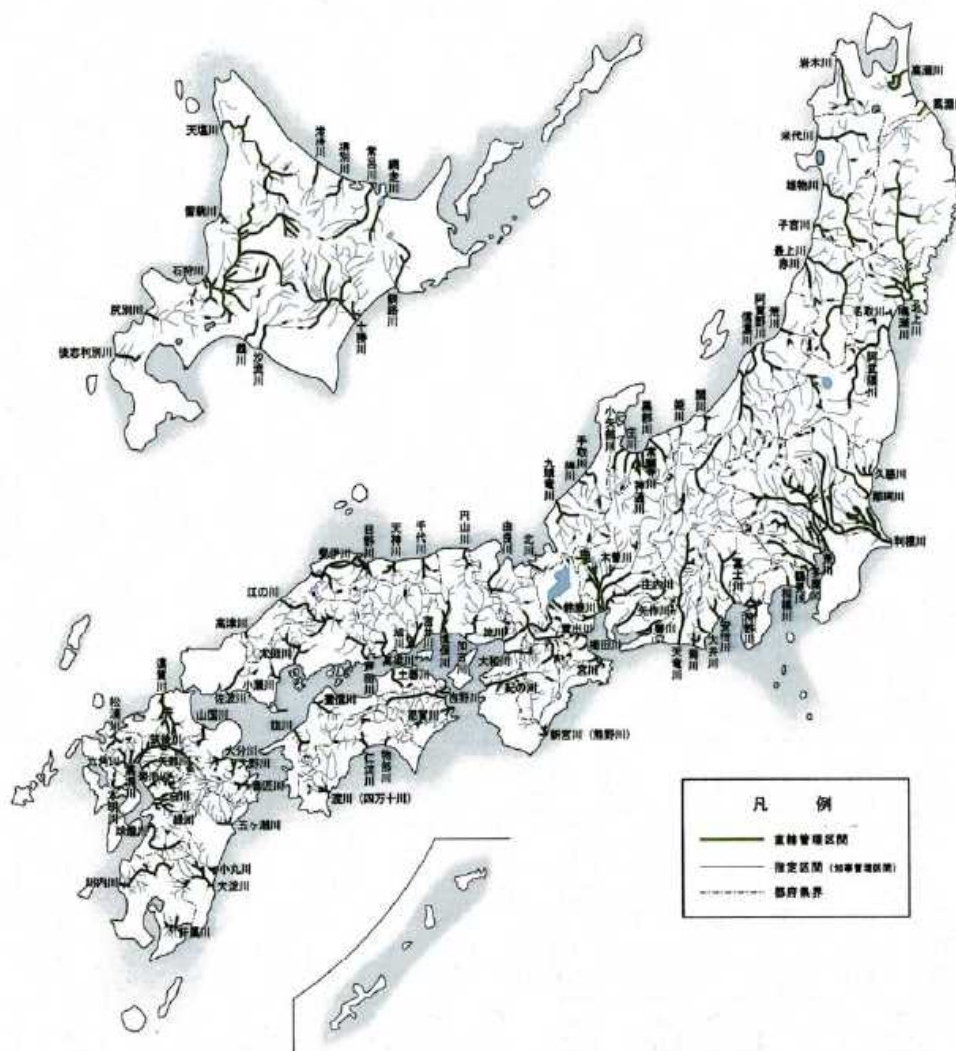
国による抜本的な洪水対策を実施

河川の管理区分について(イメージ図)



一級水系一覧

109水系が既に政令指定されている。



水系番号	水系名	水系番号	水系名	水系番号	水系名
1	天塩川水系	37	姫川水系	73	江の川水系
2	塩川水系	38	黒川水系	74	の津川水系
3	滑別川水系	39	常願寺川水系	75	吉井川水系
4	通呂川水系	40	神通川水系	76	旭川水系
5	常呂川水系	41	庄川水系	77	梁田川水系
6	網走川水系	42	小矢部川水系	78	高田川水系
7	石狩川水系	43	手取川水系	79	芦田川水系
8	狩川水系	44	梯川水系	80	太田川水系
9	後志利別川水系	45	狩野川水系	81	小佐波川水系
10	釧路川水系	46	富田川水系	82	吉野川水系
11	流川水系	47	安土川水系	83	那野川水系
12	釧路川水系	48	大井川水系	84	土器川水系
13	釧路川水系	49	天竜川水系	85	重信川水系
14	岩木川水系	50	豊川水系	86	物部川水系
15	高瀬川水系	51	矢作川水系	87	濃尾川水系
16	馬場川水系	52	庄内川水系	88	賀茂川水系
17	北上川水系	53	木曾川水系	89	後部川水系
18	鳴瀬川水系	54	木曽川水系	90	矢部川水系
19	名取川水系	55	雲出川水系	91	筑後川水系
20	阿武隈川水系	56	宮田川水系	92	矢部川水系
21	米代川水系	57	宮田川水系	93	松浦川水系
22	雄物川水系	58	由良川水系	94	本明川水系
23	雄物川水系	59	大和川水系	95	白川水系
24	雄物川水系	60	大和川水系	96	白川水系
25	雄物川水系	61	大和川水系	97	白川水系
26	雄物川水系	62	大和川水系	98	白川水系
27	雄物川水系	63	大和川水系	99	白川水系
28	雄物川水系	64	大和川水系	100	白川水系
29	荒川水系	65	紀の川水系	101	球磨川水系
30	多摩川水系	66	新宮川水系	102	大分川水系
31	鶴見川水系	67	九頭竜川水系	103	大野川水系
32	相模川水系	68	北川水系	104	番匠川水系
33	荒川水系	69	千代川水系	105	五ヶ瀬川水系
34	阿賀野川水系	70	天神川水系	106	小丸川水系
35	信濃川水系	71	日野川水系	107	大内川水系
36	関川水系	72	斐伊川水系	108	川内川水系
				109	肝属川水系

一級河川指定による効果

一級河川指定されると・・・

流水の占用の許可(第23条)、土地の占用の許可(第24条)、土石等の採取の許可(第25条)、工作物の新築等の許可(第26条)、土地の掘削等の許可(第27条)、竹木の流送等の禁止、制限又は許可(第28条)等の河川の利用に係る許可・行為制限

河川管理者の監督処分(第75条)等、河川管理者からの行政監督

第102条以下の罰則の適用対象

・・・といった法規制の対象となる。

一方、一級河川指定されることで、各市町村の予算による改修、管理だったものが、国・都道府県の費用負担による改修・管理の対象となる。

一級河川指定による効果

一級河川に係る国の費用負担の原則

直轄区間(河川法第60条第1項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $2/3$ (一般工事)、 $7/10$ (大規模工事)

河川維持修繕等

国庫負担率・・・ $10/10$ ・・・等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

指定区間(知事一部管理)(河川法第60条第2項)

河川改修等

国庫負担率・・・ $1/2$ (河川改修工事)、
一定の大規模工事については、緊急性に応じ、
 $2/3$ 又は $5.5/10$ 等・・・等の国による費用負担
(残りは都道府県が負担)

(参考)

河川現況台帳(河川法第12条第2項)に記載されている一級河川(直轄区間を除く。)及び二級河川の河岸のうち当該地方団体の区域内に所在するものの延長が、普通交付税の算定に関する基準(基準財政需要額を算出する基準)となる。

一級河川指定手続きの流れ

一級河川指定の流れ

・都道府県からの要望聴取（地方整備局等）



・本省による地方整備局等からのヒアリング



・関係行政機関との協議・関係都道府県知事からの意見聴取
（河川法第4条第3項）

※関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。（河川法第4条第4項）

・社会資本整備審議会への意見聴取（河川法第4条第3項）



・官報告示（河川法第4条第5項）

一級河川指定等(案)一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由
①	石狩川	ほんべつがわ 奔別川	北海道 (三笠市)	変更 (延長減)	延長減 1.9km (7.6km)	洪水への対応を行うため、三笠ぼんべつダムの建設が計画されており、平成30年度より本体工事を進めるにあたり、堤体の高さが当初の計画より25m低くなった。 これにより、今後建設されるダムの影響(河川水位の上昇等)が及ぶ河川の区間が確定したため、一級河川の指定の変更(延長減)を行うこととする。
②	淀川	おおつほうすいろ 大津放水路	滋賀県 (大津市)	新規	新規 2.4km (2.4km)	大津市街地の洪水被害を軽減させるため、大津放水路事業により大津市南部を流れる小河川の洪水を中流部で放水路へ流し込むための放水路整備が行われ、平成17年度にⅠ期区間が完成した。 上流部のⅡ期区間の整備・完成を待って河川指定を行う予定であったが、平成21年に「淀川水系河川整備計画」において、当面Ⅱ期区間の整備を実施しないこととしたことから、Ⅰ期区間を先行して河川指定を行うべく施工した国と管理者の滋賀県で調整を開始し、平成28年度に調整が完了したため、大津放水路の河川指定を行う。 また、大津放水路と一体管理を行う必要があることから、盛越川を大津放水路の分水地点まで河川指定の変更(延長増)を行う。
		もりこしがわ 盛越川		変更 (延長増)	延長増 0.5km (2.3km)	
③	那賀川	おおつだがわ 大津田川	徳島県 (阿南市)	変更 (延長増)	延長増 0.2km (1.4km)	頻繁に大津田川流域において甚大な被害が発生していることから、昭和42年に一級河川の指定を行い、大津田川総合流域防災事業により下流部から順に河床掘削、護岸改修等が行われてきたが、平成29年度より河床掘削、護岸改良等を行う上流部について、一級河川の指定の変更(延長増)を行うこととする。

注) 下段()書は、今回の指定等を反映した延長である。

一級河川指定等(案)の概要

1 平成28年7月現在の一級河川指定状況

水系数	109水系
河川数	14,065河川
河川延長	88,095.0km

2 今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	1河川	2.4km
(2) 延長増	2河川	0.7km
(3) 延長減	1河川	△1.9km

合計	4河川	1.2km
----	-----	-------

3 今回の一級河川指定等後の状況

水系数	<u>109水系</u>
河川数	<u>14,066河川</u>
河川延長	<u>88,096.2km</u>

一級河川指定等告示(案)

○国土交通省告示第 号
 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。
 平成 年 月 日
 国土交通大臣 石井 啓一

表一 石狩川水系

変更		区分	区	
新	旧	名称	上流端	下流端
奔別川	奔別川	三笠市奔別沢国有林事業区百五十二林班地先の無名川の合流点	左岸 三笠市奔別沢五十九番地先 右岸 同市奔別沢百四番	幾春別川への合流点

表二 淀川水系

変更		指定	区分	区	
新	旧	名称	上流端	下流端	間
盛越川	盛越川	大津放水路	大津市若葉台字大谷六〇一番一	大津市園山二丁目園山溜池	淀川への合流点
盛越川	盛越川	大津市若葉台字大谷六〇一番一	大津市若葉台字大谷六〇一番一	淀川への合流点	淀川への合流点

表三 那賀川水系

変更		区分	区	
新	旧	名称	上流端	下流端
大津田川	大津田川	左岸 阿南市長生町平野十二番の一地先 右岸 同市同町一丁ガ坪一番地先	左岸 阿南市長生町宮内平野百番一地先 右岸 同市同町宮内平野百一番一地先	桑野川への合流点
大津田川	大津田川	桑野川への合流点	桑野川への合流点	桑野川への合流点

備考

- (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) 区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものである。更なることを示す。
 二 これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成 年 月 日現在のものである。